

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

平成30年度妻木晩田遺跡地内草刈及び芝生管理業務 一式

(2) 業務の仕様

「平成30年度妻木晩田遺跡地内草刈及び芝生管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日から平成31年3月22日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日において、平成28年鳥取県告示第425号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）又は平成29年鳥取県告示第643号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく入札参加資格を有するとともに、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第9条に規定する格付が、以下のとおり格付された者であること。

ア 格付工種 とび等一般

イ 等級 A

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号）第4条の規定による資格停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県立むきばんだ史跡公園

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒689-3324

鳥取県立むきばんだ史跡公園

電話 0859-37-4000 ファクシミリ 0859-37-4001

電子メール mukibanda@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

(1) に同じ

(3) 入札説明書等の交付方法

平成30年5月14日（月）から同月21日（月）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県立むきばんだ史跡公園のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/mukibanda/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年5月14日（月）から同月21日（月）までの間の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年5月25日（金）午後3時

即時開札

イ 場所

鳥取県立むきばんだ史跡公園 体験学習室

(5) 郵便による入札

認めない。

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は質問書（様式第2号）を作成し、ファクシミリにより本件公告の4の（1）の場所に平成30年5月17日（木）正午までに提出することとし、原則として訪問、電子メール及び電話による質問は受け付けないものとする。

なお、質問書をファクシミリで送信した者はその旨を本件公告の4の（1）に電話連絡するものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問については平成30年5月18日（金）にインターネットのホームページ（鳥取県立むきばんだ史跡公園（<http://www.pref.tottori.lg.jp/mukibanda/>））によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、平成30年5月21日（月）午後4時までに本件公告の4の（1）の場所に郵送又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、郵送により提出する場合は平成30年5月21日（月）までに必着とすること。

(2) 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

入札参加資格確認書（様式第1号）

8 資格審査について

(1) 7の（1）により提出のあつた書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を平成30年5月22日（火）までに通知する。

(2) (1) の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立むきばんだ史跡公園所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、平成30年5月23日（水）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(3) (2) により説明を求められた場合、鳥取県立むきばんだ史跡公園所長は、説明を求めた者に対して平成30年5月24日（木）までに書面により回答する。

9 入札条件

(1) 入札は、紙入札によるものとし、入札書は所定の様式（様式第5号）を使用すること。

- (2) 契約に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 108 分の 8 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) 入札者はいったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (6) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第 3 号）を本件公告の 4 の（1）の場所に提出しなければならない。
なお、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (7) 再度入札は 2 回とする。（初度入札を含めて 3 回とする。）
- (8) 本件入札には教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成 26 年 3 月 12 日付第 201300191828 号教育長通知）に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させない。
- (9) 入札者は政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (10) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格確認書（様式第 1 号）を提出していない者のした入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状（様式第 3 号）を本件公告の 4 の（1）の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (5) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
- (6) 本件入札において他の入札参加者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- (7) 入札書に記名押印のない入札
- (8) 入札価格の金額に訂正を施した入札書により行った入札

- (9) 入札価格の金額の数字が不鮮明な入札書により行った入札
- (10) 誤字、脱字等により入札の意思が不明瞭な入札
- (11) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (12) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (13) 入札書を鉛筆で記載した入札

1.2 落札者の決定方法

本件入札には教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領(平成26年3月12日付第201300191828号教育長通知)を適用し、最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって有効な申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。この場合において、最低価格者がくじを引くことができない又は引かないときは、これに代わり本件入札に利害関係を有しない者にくじを引かせるものとする。

1.3 契約書作成の要否

要

1.4 手続における交渉の有無

無

1.5 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 再委託の禁止
- ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
 - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
 - ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。
- (6) 本件公告の 10 の (2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けた場合、直ちに契約保証金免除申請書（様式第 4 号）を、本件公告の 4 の (1) の場所に提出すること。